

豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業
に係る仕様書

1. 業務の名称

豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業

2. 業務の目的

本市の観光情報及び市政情報を迅速かつ効果的に発信するためのツールとして、JR飯田線豊川駅東西自由通路にデジタルサイネージを設置し、日本三大稻荷の一つとされる豊川稻荷等への来訪者に、市内の観光情報を視覚的に提供することで、市内観光地周遊への誘導促進に繋げることを目的とする。

3. 設置期間

契約の日から令和11年3月31日まで

ただし、令和8年10月31日までに、既存設置物の撤去、本業務で必要となる機器の設置及び運用試験等を実施すること。

4. 設置事業者の業務内容・業務場所

- (1) 既存設置物の撤去（別紙図1参照）
- (2) 観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板（以下「本体」という。）及び周辺機器の調達
- (3) 本体及び周辺機器の設置（別紙図2参照）
- (4) システムを用いた観光情報・市政情報及び広告の放映（編集は含まない。）
- (5) 放映する広告の広告主の募集、広告の作成、広告の内容審査手続き、内容審査及び観光情報・市政情報放映等の本市との調整業務
- (6) 電源取得並びにWi-Fi環境の整備及び提供
- (7) 案内地図等及び動画の更新
- (8) 運用保守業務
- (9) やむを得ない場合の機器の移設及び事業終了時の撤去

5. 費用負担

- (1) 「4. 設置事業者の業務内容」に係る経費の他、本事業に係る一切の経費については設置事業者が負担するものとする。
- (2) 設置にあたり必要な電源については、現地を確認のうえ分電等行い本体及び周辺機器並びにWi-Fi環境（以下「本体等」という。）のみの電気使用量が確認できるものを用意すること。
- (3) 本体等において使用する電気料金について、年度毎に計算した実費を本市が発行する納入通知書により指定する期日までに納入すること。
- (4) 設備に掲載される広告料については、全て設置事業者の収入とする。
- (5) 設置については、豊川市公共用物の管理に関する条例（昭和48年豊川市条例第1号）に基づき、本市が算定した使用料を年度毎に本市が発行する納入通知書により指定する期日までに納入すること。
- (6) 掲出する広告については、株式会社JR東海エージェンシーの審査を受けるものとし、その審査手数料については全て設置事業者が負担するものとする。

6. 設置機器の仕様

(1) 本体の仕様について

- ア 本体は指定した設置スペース（別紙図2）に収まり、高さは2,100mm以下とすること。
- イ 本体へは東口・西口について案内表記をすること。
- ウ 本体の裏側は一般利用者が侵入することができない施工とすること。
- エ 調光器により明るさの調整が可能なLED内照式とすること。（デジタルサイネージは除く。）
- オ 本体が転倒するなどして、通行者等に危険が及ぼないよう、入念な転倒防止対策を施すこと。
- カ 周辺と調整のとれた色合いとすること。

(2) 総合案内地図板の仕様について

- ア 国土地理院の地図をベースに作成すること。
- イ 色覚異常の人に配慮した配色等のバリアフリーデザインとすること。
- ウ 表示する地図は「豊川市全域図」及び「豊川駅周辺図」とする。
- エ 公共施設・災害避難場所等、市が指定する地点をわかりやすく表示すること。（表示する地点は、市より提供する。）
- オ 公共施設・災害避難場所等の新設、変更があった場合は、可能な限り速やかに更新すること。（新設、変更の情報は、市より提供する。）
- カ 地図上に広告主を表示する機能を有すること。

(3) 広告枠の仕様について

- ア 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないこと。
- イ 地図上に広告主の表示を行う場合は、広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう座標表示、番号等で一致させること。
- ウ 広告主及び掲載する広告の内容については、豊川市広告掲載要綱に適合するものとし、あらかじめ市及び株式会社JR東海エージェンシーの承認を受けること。
- エ 本社、支社又は営業所等が豊川市内に所在する企業等の広告を掲出するよう努めること。
- オ 広告の掲載及び配信に係る苦情等の対応をすること。

(4) 観光デジタルサイネージの仕様について

- ア 掲出するための観光情報・市政情報については、市から提供されたものを設置事業者により無線配信により表示すること。
- イ デジタルサイネージの電源は自動的にON/OFF出来る仕様とすること。
- ウ 広告及び観光情報・市政情報の構成、スケジュール等については提案事項とするが、放映割合の4分の1程度は観光情報・市政情報とすること。
- エ 緊急災害時のエリアメール等の表示。

(5) Wi-Fi環境について

- ア 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた事業者が提供するフリーWi-Fi又は、警察・裁判所・その他関係省庁からの法令に基づく照会に対応できる事業者によるフリーWi-Fiとする。
- イ 提供するフリーWi-Fiは、キャリアフリーサービス（特定の携帯キャリアに限定されないサービスをいう。）とすること。

ウ フリーWi-Fi の接続認証の方法及びセキュリティ対策について提案すること。

(6) その他

ア 携帯電話による二次元バーコードの読み取り等により、モバイルサイトとの連携が可能なものとし、二次元バーコードは多言語対応の地図を読み込むことが可能なものとする。

イ 上記モバイルサイトには公共施設案内、ルート案内等を表示するものとし、本市が提供する内容に従い、事業者においてサイトを作成すること。

(7) 使用上の制限

ア 設置事業者は、受託者として決定後、本市と契約を締結してうえで、豊川市公用物の管理に関する条例に従い本市へ申請及び許可を受けるものとする。

イ 本体を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできないものとする。

ウ 災害発生等非常時においては、広告の掲出を一時中断することがある。

(8) 維持管理等

ア 電照時間はタイマー等により原則として午前 5 時 30 分から午後 11 時 50 分とする。

イ 既存設置物の撤去及び本体等の設置にあたっては、据付面を十分に確認のうえ、JR 豊川駅東西自由通路への影響・安全等について市及び東海旅客鉄道株式会社と十分調整のうえ行うこと。

ウ 設置する本体等の破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスはその都度行うものとする。また、1 年に 1 度は周辺地図全体の張替えを行うこと。

エ 故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、本体に故障時等の連絡先を明記するとともに、事業者の責任者の責任において対応すること。

オ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、豊川市が推奨するものではありません。」等の表示を見やすい箇所に表示するものとする。

カ 導入後、機器及びシステムの使用方法・障害等に関する問い合わせに対応できる体制を用意すること。

7. その他

(1) 受託者は契約書締結後、本体等の仕様・本体施工方法・作業スケジュール等について必要書類を本市へ提出のうえ協議し、本市の許可を得た上で設置すること。

(2) 業務遂行にあたり発生した疑義等については、本市と受託者で協議の上、適切に実施すること。

(3) 受託者は、業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず本市に報告し指示を受けるとともに、早急に対応を行うものとする。

(4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本市と受託者による協議の上決定する。

(5) 受託者は、本業務で知り得たすべての事項について、第三者に漏らして

はならない。

また、受託者は中立性を厳守し、本業務の実施に努めなければならない。